

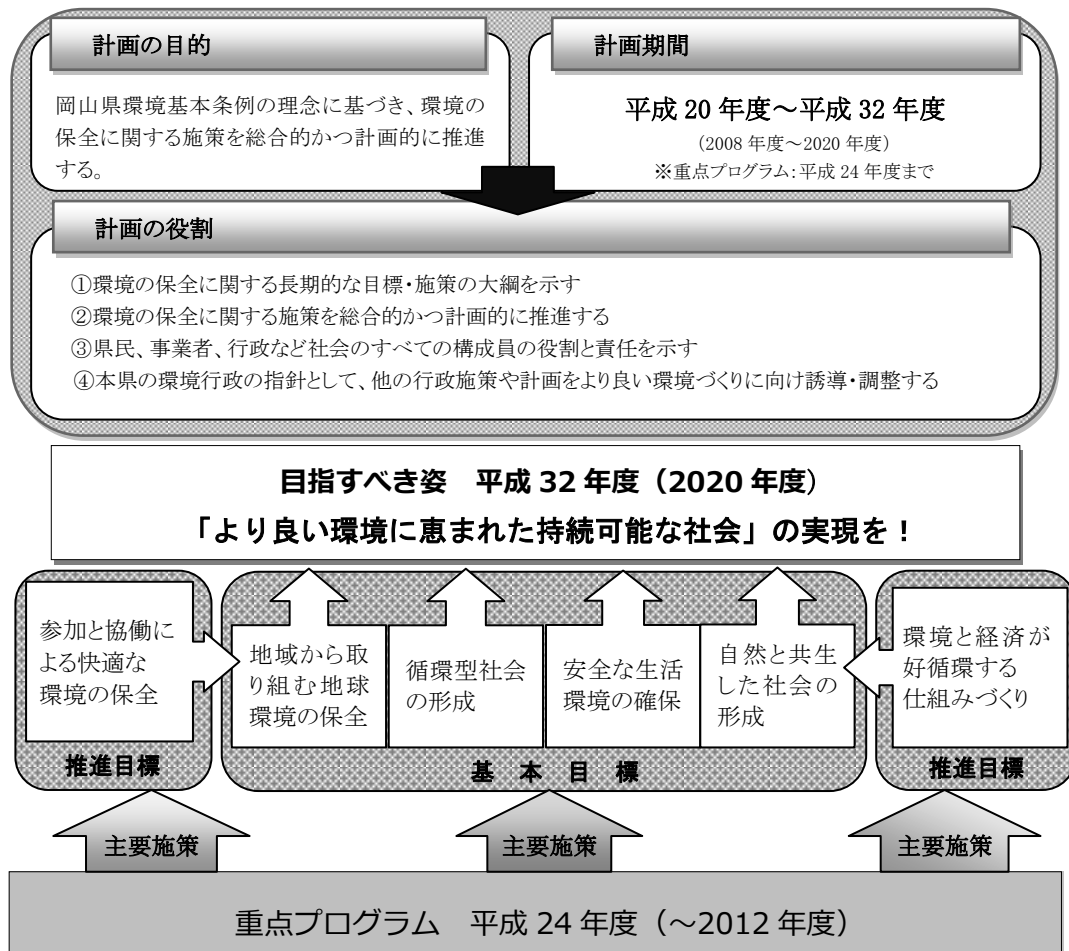
岡山県環境基本計画

<計画の目的>

岡山県環境基本計画は、岡山県環境基本条例に基づき策定する、総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である。環境基本計画は、県民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を実現するとともに、それを将来の世代へ伝えていくという責任を果たすこと、行政だけでなく県民や事業者など社会のすべての構成員の参加のもと、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会を構築すること、地球環境保全を積極的に推進すること、という条例の基本理念の実現を図ることを目的としている。

平成10年3月、本県としては初めての環境基本計画である「岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）」を策定、平成14年度において改訂を行い、平成20年2月には、社会情勢の変化や環境を取り巻く状況に対応するため、計画を全面的に見直し、新たに「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」を策定した。

新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）の概要



基本目標 1 : 地域から取り組む地球環境の保全

1 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化の状況

<二酸化炭素の排出状況>

大気中に微量に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、太陽から地球に降り注ぐ光(放射エネルギー)は素通しさせるが、暖まった地球から放射される熱(赤外線エネルギー)は吸収する性質を持っている。このように、地球を暖める性質を持つ気体を「温室効果ガス」と呼ぶ。温室効果ガスのうち、二酸化炭素は、主に化石燃料(石油、石炭等)の使用に伴って排出される。人間の活動が活発になるに従ってエネルギーの消費量は増大し、二酸化炭素排出量も増加を続けている。この結果、産業革命前は 280ppm(ppm は容積比で百万分の1を表す単位)だったと考えられている大気中の二酸化炭素濃度は、平成 21(2009)年には 386.8ppm となっている。

平成 20(2008)年における世界全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、約 294 億トンである。このうち、日本は中国、アメリカ、ロシア、インドに次いで第5位となる 3.9%を排出しており、この5か国だけで世界全体の半分以上を占める。

平成 20 年度(2008 年度:環境省調査)の全国の二酸化炭素の排出量を部門別にみると、二酸化炭素の排出量の約 36%を占める産業部門は、1990 年度比で 19.5%の減少、運輸部門は 1990 年度比で 5.8%の増加、家庭部門は 26.9%の増加、業務その他部門は 31.2%の増加となっている。また、前年度と比べると、産業部門は 7.3%の減少、運輸部門は 2.4%の減少、家庭部門は 5.5%の減少、業務その他部門は 7.8%の減少となっている。前年度からの増減理由をみると、産業部門は景気後退による生産量の減少に伴い、製造業等からの排出量が減少、運輸部門は貨物輸送量の減少による貨物自動車等からの排出量が減少、家庭部門及び業務その他部門は、排出原単位の改善による電力消費量に伴う排出量が減少したことが主な要因である。

平成 20 年度(2008 年度)の本県の温室効果ガス排出量は基準年度である平成 2 年度(1990 年度)と比べて 4.2%の増加となっている。

温室効果ガス排出量の 98.1%を占める二酸化炭素の排出量を部門別にみると、全県の 68.1%を占める産業部門は、基準年度から 3.2%の減少、運輸部門は 26.2%の増加、また、民生部門は 57.2%の増加となっている。

増減理由をみると、産業部門は景気後退により企業の生産活動が低調となったこと、運輸部門は自動車保有台数が基準年度から 34.7%増加したこと、民生部門は世帯数が基準年度から 22.4%増加したことや、業務系施設の延べ床面積が基準年度か

ら 24.6%増加したことなどが、主な要因と考えられる。

(2) 地球温暖化防止対策の推進

<岡山県地球温暖化防止行動計画の推進>

平成 14 年 3 月に策定した岡山県地球温暖化防止行動計画については、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や、目標年度(平成 22 年度)の到来により、震災に伴い国のエネルギー政策等が見直し中という状況にあるものの、県としての方向性を示し、温室効果ガスの削減に計画的に取り組むことが大切であることから、有識者等からなる策定協議会での検討を経て、平成 23 年 10 月に新たな計画を策定した。この計画に基づき、県民、事業者、行政など各主体が一体となって、低炭素ものづくりの推進やエネルギーの地産拡大などの地球温暖化対策を積極的に進めていく。

○ 計画の基本事項

<対象物質> 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄)

<基準年度> 1990 年

<目標年度> 2020 年

<温室効果ガス削減目標> 11.5%

<省エネルギーの推進>

近年、本県の温室効果ガスの排出量は増加しており、その傾向は今後も継続するものと見込まれている。

こうした状況に対し、エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を図るため、一般住宅用、事業所等用ともに、太陽光発電と併せて、エネルギー消費効率の高い機器等の新規導入、又は、既存設備からの改修に要する経費の一部を補助することにより、温室効果ガス削減に高い効果が期待できる省エネ設備の整備を促進した。

また、エコ&省エネ重視のライフスタイルへの転換を図る契機とするため、日常生活の中でいかに照明を使用しているかを実感し、身近なところから温暖化対策の実践する動機付けとなる、夏至と七夕における県下一斉ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけを行った。

・補助事業：住宅用 1,010 件、事業所 16 件

・ライトダウンキャンペーン参加施設：193 施設

<岡山県地球温暖化防止活動推進センター・岡山県地球温暖化防止活動推進員>

平成 14 年 5 月に、財団法人岡山県環境保全事業団を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、センターは、地球温暖化の現状と対策の重要性の PR 等の普及啓発や地球温暖化防止活動推進員等の活動の支援等を行っている。

また、平成 14 年 8 月に、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、推進員は、地域集

会等を利用して、地球温暖化の現状などについて普及啓発、情報提供を行ったり、県、市町村、センターが実施する地球温暖化防止施策に協力している。

<エコパートナーシップおかやま>

県民、事業者、行政が、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を協働して行うため、平成 14 年8月に、県民団体、事業者団体、行政等により構成される「エコパートナーシップおかやま」が設立され、地球温暖化防止活動や省資源・省エネルギー運動に取り組むとともに、それぞれの構成団体での自主的な実践活動を実施している。

<地球温暖化防止に係る普及啓発>

政府において、国民運動「チャレンジ25キャンペーン」が実施される中、本県でも、地球温暖化問題を広く県民に周知し、温暖化防止に対する意識の高揚を図るため、12月の「地球温暖化防止月間」を中心に、市町村、関係団体、地球温暖化防止活動推進員等と連携し普及啓発を行っている。また、県民運動として、夏の「クールビズ」、秋冬の「ウォームビズ」に取り組んでいる。

<エコライフ実践活動の推進>

地球温暖化を防止するためには、一人ひとりが、自動車や家電製品等の購入や使用に際し、環境に配慮すること(ライフスタイルを省エネルギー型・循環型に転換すること)により、二酸化炭素の排出量を削減することが重要であることから、家庭やオフィス等でできる温暖化防止対策の普及を図っている。

また、地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組と目標を定め、実行する会員を募集、登録して、温暖化防止活動の普及を図っている「アースキーパーメンバーシップ制度」(平成 14 年9月創設)については、平成 22 年度末の会員数は 10,136 会員(県民版会員 9,674、事業所版会員 462)となっている。

平成 22 年度は、会員を対象に 12 月の「地球温暖化防止月間」に「アースキーパーのつどい」を実施した。

<「みんなでエコライフ」の取組促進>

町内会や子供会、学校等から、その構成員が一体となって実践するエコライフの取組を宣言してもらい、宣言を行った団体を「みんなでエコライフ」宣言団体として認定、登録する取組を推進した。

・宣言団体数 31 件

＜エコドライブ教室・講習の開催＞

県民・事業者から、アイドリングストップや、急発進・急加速をしないなど、それぞれが実践できるエコドライブの内容を「おかやまエコドライブ宣言」として募集し、宣言を行った県民・事業者を登録した。

「エコドライブ」に関する座学講座や、自家用車に燃料分析・表示システム(簡易燃費計)を装着して走行する実地体験講習会の開催などにより、エコドライブ実践者の拡大を図った。

- ・宣言者数 2,363 名(累計 10,483 名)
- ・講習会開催回数・参加者数 5 回、242 名

＜電気自動車の普及促進＞

環境にやさしい電気自動車の普及を促進するため、電気自動車の導入や充電設備の設置に対する補助制度を創設したほか、県の公用車を活用した体験カーシェアリング事業を実施し、土曜、日曜などの閉庁日に、のべ 451 人の方に試乗していただいた。また、電気自動車で県下全域を安心して走行できるよう、急速充電器の設置を進めるとともに、充電に協力していただける「EV サポートメンバー岡山」の会員登録を促進した。

- ・補助事業 電気自動車 70 件、充電設備 8 件
- ・「EV サポートメンバー岡山」登録充電設備 49 箇所(平成 22 年3月末時点)

＜省エネ措置の届出制度等の周知＞

建築物の新築及び増改築等の時期に合わせて、「省エネルギー法」に基づく建築物の省エネ措置の届出制度の周知を図るとともに、有効な整備手法の導入を推進した。

市町村担当者会議において、市町村職員に省エネ措置の届出制度等の周知を行うとともに、建築士定期講習において、建築士に届出制度等の周知を行った。

＜壁面緑化等の普及促進＞

壁面緑化は、都市の緑化とともにヒートアイランド対策としても有効とされていることから、キャンペーンの実施等を通じ、アサガオの植栽等による手軽な壁面緑化を推進した。

クールビズ県民運動の広報等において、夏の軽装や空調機器の温度調整等と併せて、すだれや緑のカーテン(壁面緑化)による取組を呼びかけた。

＜温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度＞

事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の自主的な取組を推進するため、県内において一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者が、自ら排出量を算定し、排出削減計画の作成、実施状況を県に報告する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を、平成 22 年度より運用開始した。平成 22 年度には、約 290 の事業者より計画

書の提出を受け、県がその内容の公表を行った。平成 23 年度以降は、排出削減対策実施状況等の報告を受け、県がその内容を公表することとしている。

<環境影響評価における指導>

環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の対象となる事業に対して、温室効果ガスの排出抑制に努めるよう指導を行った。

<公共交通機関等の利用促進>

環境負荷の低減や、通勤ラッシュ時の渋滞緩和に向け、マイカー利用から、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を中心とするエコ通勤への転換を図るため、国土交通省岡山国道事務所及び岡山市と共同で、「スマート通勤おかやま」を実施したほか、「毎月最終金曜日は公共交通利用の日」として、広報活動を実施し、公共交通機関の積極的な利用を呼び掛けた。

<交通円滑化の推進>

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路利用者に交通手段や経路等の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図った。

環状道路、バイパス道路等の交通容量拡大策に加え、ソフト対策としてパークアンドバスライドに取り組んでいた県道岡山吉井線(赤磐市)において、高い利用需要をふまえ、駐車場を大きく拡張した。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・主要な渋滞箇所のうち渋滞緩和された交差点 | 212 件 |
| ・光学式車両感知器 | 933 基 |

<地産地消の推進>

地産地消の推進により、生産地と消費地が近くなることでフードマイレージ(移動重量×移動距離)を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、「おかやま地産地消の日」(平成 21 年7月制定)の普及・定着や地産地消協力店の登録拡大、県産食材を使った弁当コンクールや「おかやまエコ&フードフェア 2010」での「地産地消おかやま村」の開催等により、一層の普及・定着を図るとともに、県産農林水産物の利用を促進した。

<太陽光発電の導入促進>

環境に優しく「晴れの国おかやま」にふさわしい太陽光発電の導入を促進するため、省エネ設備とセットになった補助制度を設け、普及拡大を図った。

- ・補助事業 住宅用 1,010 件, 事業所等用 16 件

＜グリーン電力証書システム等の普及＞

バイオマスや太陽光などの自然エネルギーで発電されたグリーン電力の普及を図るため、グリーン電力証書システム等についての広報啓発を行った。

おかやまエコ&フードフェア 2010 において、1,000kWh 分を購入するとともに、パンフレット等への掲載や「グリーン電力証書」の会場掲示等により啓発活動を行った。

＜温室効果ガス吸収源対策の推進＞

二酸化炭素の吸収源となる適正に管理された森林を確保するため、間伐等の森林整備や保安林等の保全・管理を行うとともに、森林整備による二酸化炭素吸収量の独自認証制度を活用した企業との協働の森づくりを推進した。

(3) フロン類対策

オゾン層を破壊する特定フロンは、モントリオール議定書に基づき、我が国を含む先進国では 1995 年末までにその製造等が全廃されるとともに、その他のフロンについても順次規制が課せられているところである。

さらに、地球温暖化防止の観点からは、特定フロンだけでなく代替フロンも大気への放出を防ぎ、回収を推進する必要がある。

このため、業務用冷凍空調機器については、平成 13 年6月に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」に基づいて、機器廃棄時のフロン類の回収等が義務づけられていたが、平成 18 年には同法が改正(平成 19 年 10 月施行)され、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際に、より確実にフロン類回収が行われるよう行程管理制度の導入ほか、さらなる回収の推進が図られている。

なお、家庭用の冷蔵庫及びエアコンについては、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、平成 13 年度から回収が開始された。また、使用済自動車のカーエアコンについては平成 17 年1月1日から全面施行された使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)に基づきフロン類の回収等が行われている。

県では、法の改正を受け登録回収業者への立入検査の実施やパンフレットの配布等によりフロン回収の必要性や改正フロン回収・破壊法の内容の周知に努めている。

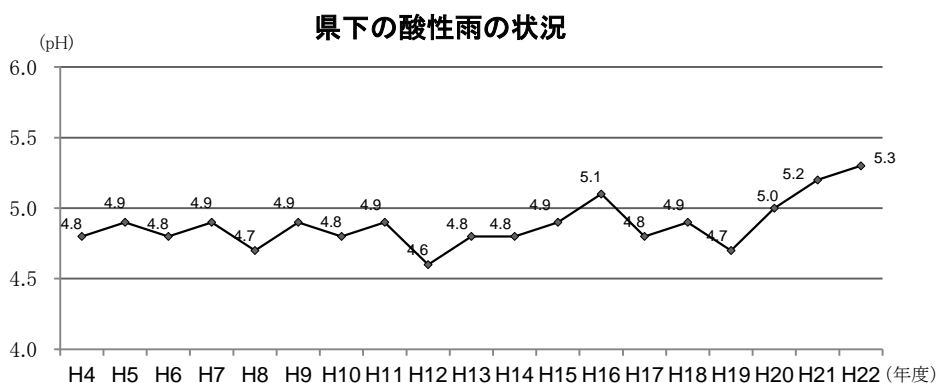
2 酸性雨対策

< 県内の酸性雨の状況 >

岡山県では、平成2年度から酸性雨の調査を行っており、平成22年度の調査結果については、下表のとおりであった。

なお、環境省が実施した酸性雨長期モニタリング(平成15年度～平成19年度)における全国のpHの年平均値は4.51～4.95であった。

酸性雨の原因物質は、大気中を拡散し、国境や海洋を越えて移動するため、国内で一層の汚染物質の削減に努めるとともに、国際環境協力にも今後積極的に取り組んでいく必要がある。



平成22年度酸性雨測定結果(年平均値)

調査地点	平成22年度 調査結果	過去の測定結果 (平成2～21年度)
備中県民局 井笠地域事務所	5.7	4.6～5.6
美作県民局	4.8	4.4～5.0

3 国際貢献

岡山県では、従来から岡山県環境保健センター等における研修員の受入れや職員の海外派遣等を実施し、これまでの公害対策等を通じて蓄積してきた環境保全に関する技術指導や、低農薬による有機野菜栽培技術の移転を図ってきた。

基本目標 2 : 循環型社会の形成

1 3Rの推進

我が国では、戦後の経済発展の過程で大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが構築され、経済的豊かさを享受してきた。一方、最終処分場等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにくく、その建設が困難となった。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の懸念など、廃棄物対策は大きな社会問題となり、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を行う循環型社会を構築することが不可欠となった。こうした中、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種リサイクル関連法を整備してきた。

本県としても、このような中で循環型社会の構築を具体的に早期に実現するため、岡山県循環型社会形成推進条例を制定した(平成 14 年4月1日施行(一部平成 14 年 10 月1日施行))。

この条例では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位、県民、事業者、県の役割や岡山県エコ製品の認定など県として具体的に取り組む施策などを定めている。

(1) 循環型社会推進条例の施行

<グリーン調達推進>

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全庁的(教育庁、警察本部を含む。)に、グリーン調達を推進した。

<再生品使用促進事業>

リサイクル製品の需要を喚起するため、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の認定及びPR事業を実施した。

<環境にやさしい企業づくり事業>

環境にやさしい企業づくりを促進するため、平成 16 年2月に創設した「岡山エコ事業所認定制度」により、再生品の使用・販売の促進及びゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる 273 事業所(平成 23 年3月 31 日現在)を認定している。

<循環資源情報提供システム整備事業>

循環資源に関する県内の情報を網羅したデータベース機能と情報の受発信機能を有するシステムを構築し、岡山県循環資源総合情報支援センターから情報提供を行った。

(2) おかやま・もったいない運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。3R について県民の意識改革と実践行動を促すため、「もったいない」をキーワードとして、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催や PR 活動など、全県的な「おかやま・もったいない運動」を展開している。さらに、平成 12 年に設置した「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、再生品の利用促進、「岡山県統一ノーレジ袋デー」の取組など、減量化・リサイクルの一層の促進を図る事業を実施している。

(3) 各種リサイクル法の推進

<容器包装リサイクル法の推進>

平成7年6月 16 日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が公布、平成9年4月1日から本格施行され、平成 12 年4月1日からは、完全施行されている。この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化(リサイクル)を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

また、施行後 10 年を経過した平成 18 年6月に「改正容器包装リサイクル法」が公布され、容器包装廃棄物の分別収集、排出抑制等に係る事業者、消費者の理解を深め、事業者、消費者、地方公共団体等の協働による取組を促進するため、市町村は市町村分別収集計画を定めたときは、これを公表するものとされた。県としては、市町村が作成した第6期の計画(平成 23~27 年度)を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備等を助言等を行っている。

<家電リサイクル法の推進>

平成 10 年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が公布、平成 13 年4月1日から施行されている。

この法律は、使用済家電製品(ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)について、消費者(排出者)には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等(製造業者、輸入業者)には再商品化等(リサイクル)を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものである。

この法律の運用は経済産業省が行っているところであり、県としては、パンフレットの配布等により県民へ制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策等について助言等を行っている。

(4) 岡山エコタウンの推進

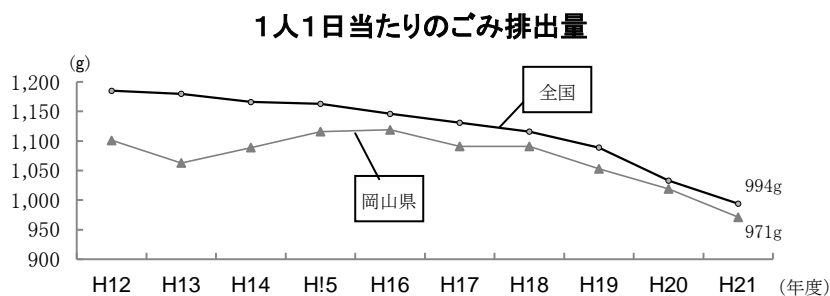
「岡山エコタウンプラン」は、「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画（アクションプラン）となる基本構想であるとともに、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために、平成 15 年度に策定したものである。当プランは、平成 16 年 3 月 29 日に、経済産業省・環境省の承認を受けた。

ハード事業として支援した「木質系廃棄物の炭化技術によるリサイクル施設」及び「倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設」が平成 17 年 4 月から稼働した。

2 一般廃棄物の状況と対策

(1) 一般廃棄物の状況

ごみの排出量は平成 16 年度をピークに漸減傾向にある。埋立処分量は、平成 12 年度に一時的に増加したが、平成 13 年度以降は再び減少傾向にある。



最終処分量の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
最終処分量 (t/日)	434	323	296	293	303	214	193	187	162	156

<ごみ処理の状況>

ごみ処理の方法は、直接焼却、直接埋立、資源化等及び自家処理に大別できる。

平成 21 年度のごみ排出量のうち、市町村による処理が 92.3%、集団回収により直接資源となるものが 7.7%となっている。市町村処理の内訳は、直接焼却が 86.7% (1,519t/日)、直接埋立が 2.4% (41t/日)、資源化等が 11.0% (192t/日)となっている。

<ごみ処理施設の状況>

焼却施設は平成 22 年度末では 26 施設が稼働しており、合計処理能力は 2,907t/日、粗大ごみ処理施設は9施設が稼働中で合計処理能力は 329t/日となっている。また、再生利用施設として、リサイクルセンター、リサイクルプラザ等 17 施設が稼働中で、合計処理能力は 177.9t/日となっている。最終処分地施設は平成 22 年度末で 25 施設が稼働しており、合計埋立面積は 324,461m²、合計埋立容量は 2,385,850m³となっている。また、平成 21 年度末の残存容量は約 111 万 m³で、今後、新たな最終処分場が整備されないと仮定すれば約 16.0 年で満杯となることが予想される。

＜リサイクルの推進状況＞

平成 21 年度の一般廃棄物のリサイクル率は 26.0%であり、全国平均の 20.5%を上回っている。なお、リサイクル率とは、市町村で資源化された量(126,822t)と町内会などの集団回収で資源化された量(53,358t)の合計(180,180t)を市町村処理量と集団回収量の合計(692,825t)で割った値(26.0%)である。一般廃棄物のリサイクル推進については、容器包装リサイクル法に基づく分別収集などに関して市町村に対して必要な助言を行った。(注)()内は平成 21 年度における値である。

リサイクル率の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
リサイクル率(%)	15.9	15.5	16.7	16.5	16.2	25.8	25.4	24.6	25.2	26.0

(2) 一般廃棄物の適正処理対策

近年の生活水準の向上などにより、廃棄物の質の多様化は著しいものがあり、施設整備及び能率アップの必要性が高まっている。加えて、昭和 50 年代に施設整備を行った施設が更新時期を迎えている。

このため、市町村が効率的な清掃事業の実施に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう助言及び技術的支援を行っている。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成 18 年度に策定した「新潟山県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう助言等を行っている。

＜一般廃棄物処理施設の立入検査＞

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導するため、平成 22 年度は、ごみ処理施設 26 件、再生利用施設 3 件、し尿処理施設 8 件、埋立処分地施設 18 件の立入検査を実施した。

3 産業廃棄物状況と対策

(1) 産業廃棄物の状況

< 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要(平成 21 年度) >

平成 22 年度に実施した「岡山県産業廃棄物実態調査」によると、平成 21 年度の県内排出量は、573.8 万トン／年で、平成 20 年度の排出量に比べると 129.1 万トン／年(18.4%)減少している。また、最終処分量は 33.5 万トン／年で、平成 20 年度と比較し、8.9 万トン(21.0%)の減少となっている。

(2) 産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、平成 19 年 3 月に「第 2 次岡山県廃棄物処理計画」を策定しており、産業廃棄物に関する基本的な施策として、①排出者(事業者)責任の徹底・強化、②排出抑制と循環的利用の推進、③適正処理の推進、④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進、⑤廃棄物情報の共有化と相互理解を定めている。

< 処理業者の育成・指導 >

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は向上してきているが、一部の者による不法投棄や委託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物の処理に対する住民の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識や処理技術の向上を図っている。

平成 22 年度においては、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者、処理業者等、1,066 件の立入検査を実施し、適正処理について指導するとともに、違反業者 7 業者を許可取消し処分とした。

< 不法投棄等不適正処理の防止 >

平成 15 年度に導入した産業廃棄物処理税を活用し、不法投棄等の不適正処理に対処するため、産業廃棄物監視指導員(9名)の配置、夜間・休日の監視業務の民間委託、不法投棄 110 番の設置、不法投棄監視カメラの各県民局への配置等の監視体制強化事業を実施や、新聞広告及びラジオスポット等による啓発事業を実施している。

平成 22 年度においては、民間委託による監視出動は 469 回、不法投棄 110 番は 56 件であった。また、ヘリコプターによる監視を 4 回、産業廃棄物運搬車両の路上検問を 2 回(延べ 6ヶ所)実施した。併せて、市町村が実施する不法投棄監視、不法投棄防止対策事業などに対する助成(18 市町村)を行った。

不法投棄等の行為者に対し、市町村等と連携して撤去等の指導を行うとともに、行政と民間団体が一体となって監視や情報等提供を行う体制を構築している。また、ボランティアによる清掃活動など、地域美化を推進することによって、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを進めている。

<電子マニフェストの普及促進>

産業廃棄物の処理に関する情報の合理化・透明化や不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストシステムの普及を推進するため、平成 18 年度から電子マニフェスト普及促進事業を実施し、平成 22 年度は研修会を開催するとともにアンケート調査等を行った。

<排出抑制と再生利用>

平成 22 年度に実施した「岡山県産業廃棄物実態調査」によると、平成 21 年度は、平成 20 年度に比べ、産業廃棄物の排出量は 18.4%、最終処分量は 21.0%減少している。

今後とも排出事業者に対し、廃棄物の排出量の抑制と再生利用に向けた取組をより一層促していく。

具体的な対策としては、多量排出事業者への指導の徹底や、循環型産業クラスターの形成推進など再生利用に取り組む事業者への支援を行っていく。

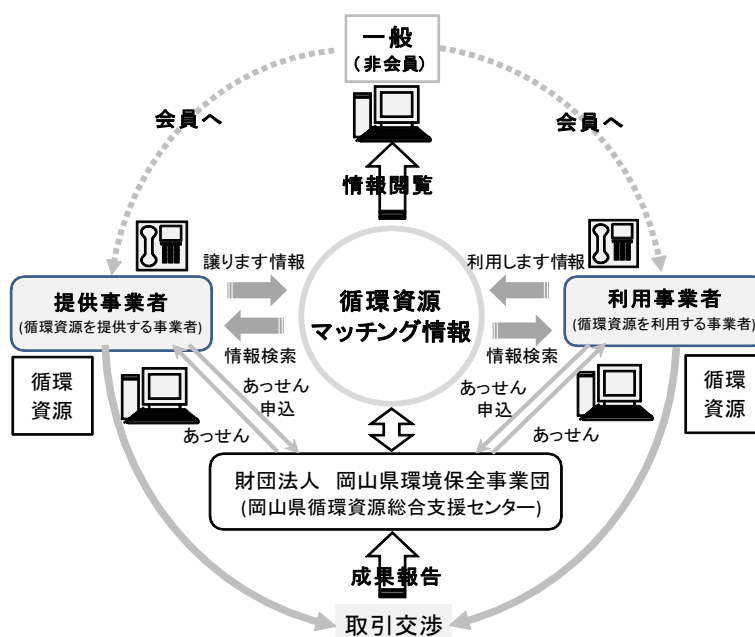
また、循環資源の利用促進を図ることを目的に、従来、書類で行っていた「廃棄物交換情報制度」に替わり、岡山県循環資源総合情報支援センターに指定されている(財)岡山県環境保全事業団が、インターネットによる「循環資源マッチングシステム」を整備し、平成 18 年度から運用している。このシステムは、事業活動に伴って生じる循環資源を提供する事業者と、利用する事業者をマッチング(あっせん)することにより、循環資源の有効活用を図るものである。

循環資源マッチングシステムによる紹介・あっせん状況

年 度	紹 介 ・ 斡 旋	取 引 成 立
S62～H17	577件	47件
H18	54件	13件
H19	31件	7件
H20	23件	10件
H21	19件	4件

※S62～H17までは廃棄物交換情報制度によるもの

循環資源マッチングシステムの流れ



<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進>

平成13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)を保管している事業者は、その保管状況等について毎年度の届出が義務づけられたため、法の周知徹底を図るとともに届出指導及び適正保管等の指導を行った。

また、これらPCB廃棄物の処理については、平成13年11月1日に環境大臣の認可を受けた「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に基づき、日本環境安全事業株式会社(旧:環境事業団)が平成16年12月から北九州市若松区響灘地区に処理施設を稼働させており、岡山県はこの施設の処理対象区域となっている。このため、岡山県の区域内に存在するPCB廃棄物の処理に関し、法に基づき平成20年3月に「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、平成22年10月に改訂したところであり、今後はこの計画に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めていく。

(3) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進

市町村、農協等で組織される岡山県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会と連携し、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等に使用されている農業用廃プラスチックの回収・処理における地域における体制の一層の充実、再生処理を主体とした適正処理の推進を図る。

基本目標 3 : 安全な生活環境の確保

1 大気環境の保全

(1) 環境大気の常時監視結果

岡山県では、大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)及び二酸化窒素(NO₂)の大気環境濃度等について、県南を中心に設置している 68 の環境大気測定局(平成 23 年 3 月 31 日現在)で測定している。このうち、光化学オキシダントについては、平成 20 年度から県北の 3 拠点(新見、久世、津山)においても測定を開始し、平成 22 年度からは測定局が配置されておらず、オキシダント濃度の把握ができていない状況であった県中部の 4 地点(高梁、熊山、美作、吉備高原)に測定局を新設する等、測定局の再配置を行った。二酸化硫黄及び一酸化炭素の濃度については、規制の強化、発生源対策の実施などの様々な対策が講じられたことにより昭和 40 年代をピークに著しく低下し、二酸化硫黄の濃度は昭和 60 年頃から、一酸化炭素の濃度は昭和 56 年頃から横ばいで推移している。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度も近年ほぼ横ばいで推移している。

(常時監視地点)

岡山県の環境大気について、県、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市が協力して、一般環境大気測定局 55 局、自動車排出ガス測定局 10 局、移動測定局 2 局、気象観測局 1 局及び県センター(参考)の合計 69 測定局で監視を行った。

(常時監視結果の概要)

二酸化硫黄については、45 測定局で測定を行い、評価の対象となる 44 測定局すべてで環境基準を達成した。

一酸化炭素については、8 測定局で測定を行い、評価の対象となる 8 測定局すべてで環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質については、54 測定局で測定を行い、評価の対象となる 53 測定局中 32 測定局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、43 測定局で測定を行い、評価の対象となる 43 測定局すべてで環境基準を達成せず、情報が 90 回(20 日)、注意報が 17 回(9 日)発令された。

二酸化窒素については、56 測定局で測定を行い、評価の対象となる 56 測定局すべてで環境基準を達成した。

また、環境基準が定められていない非メタン炭化水素については、13 測定局で測定を行い、12 測定局で指針値の上限値を超える日が出現した。

(2) 大気保全対策

<大気汚染防止夏期対策>

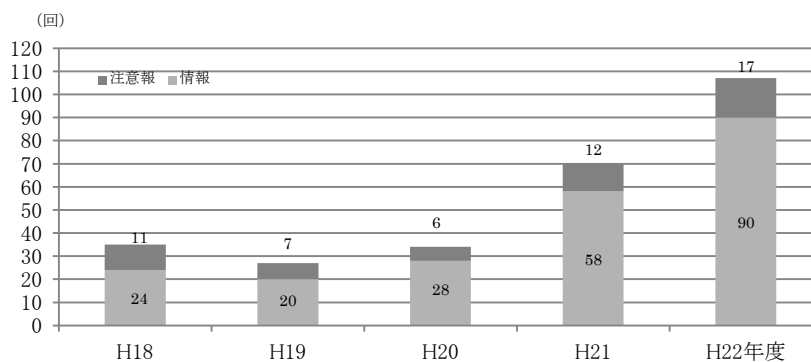
光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期(4月10日～9月10日)には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部(本部長:副知事)を設置し、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた岡山県大気汚染防止夏期対策を実施している。対策期間中は、緊急時協力工場に対し大気汚染物質削減の協力要請を行うとともに、自動車排出ガス低減のために、懸垂幕の掲示、ラジオスポット等により、マイカー使用自粛等の啓発を行った。

平成22年度は、オキシダント情報を90回(20日)発令し、オキシダント注意報を17回(9日)発令した。平成21年度に比べ情報と注意報を合わせた総発令回数は37回多く、総発令日数は8日多かった。被害の発生については、農作物被害は昭和60年度に届出があつて以来届出はないが、健康被害は平成22年度、届出があつた。

主な普及啓発

- ・広報誌による啓発
- ・テレビ、ラジオ及びインターネットによる周知
- ・発令情報のメール配信

光化学オキシダント情報・注意報発令状況



<工場・事業場の監視・指導>

大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場、事業場の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置状況、排ガス自主検査結果を確認し、排ガス処理施設の適正な管理、適切な燃料の使用等の指導を行っている。特に、新規に設置された施設や規模の比較的大きい施設等へ重点的に立入検査を実施している。

立入検査に合わせて使用燃料の抜き取り検査を行い、燃料中の硫黄含有率を分析するほか、煙道排ガスに含まれるばいじん、窒素酸化物等の濃度検査を実施するなど、排出基準の遵守状況を確認している。

なお、検査の結果、排出基準違反等が確認された場合は、当該事業者には違反内容を通知し、その原因について事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認するなど、厳正な指導を行っている。

＜自動車排出ガス対策＞

① 自動車排出ガス対策の推進

近年の自動車交通量の増加に伴い、自動車排出ガスによる大気汚染が一部の地域で顕在化しており、自動車排出ガス対策が重要な課題となっている。このため、環境基本計画において、自動車公害対策を重点プロジェクトに位置づけ、自動車に関わりの深い 17 団体で構成する「岡山県自動車公害対策プロジェクト推進会議」を設立し、県民、事業者、行政が一体的に取り組む組織作りを行い、自動車公害防止手法の検討、アイドリング・ストップ運動等の実践活動を実施している。

また、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、低公害車の使用に努める等自動車排出ガスの負荷の低減のための取組を義務付けるとともに、不要なアイドリングを禁止する規定を定めた。（平成 14 年 10 月 1 日施行）

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減を目的として、この条例に基づく粒子状物質削減規定を、平成 17 年 4 月 1 日に施行した。これにより、特定事業者は、粒子状物質削減に係る年次計画書及び実施状況報告書の提出を行うこととした。

② 低公害車の導入と普及啓発

自動車排出ガスについては、昭和 48 年度以降、法の規制強化が行われ、自動車構造の改善等により大気汚染物質の排出量が大幅に削減されてきているが、中でも、対策の遅れていたディーゼル自動車の規制が順次強化されている状況であり、今後は、最新規制適合車に可能な限り早く代替することが必要である。

また、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス自動車）の普及は自動車公害問題の解決を図る上で極めて有効であり、各自動車メーカーにおいては排出ガス低減のための技術開発や、低価格化による普及の拡大に向けて、積極的な取組が行われている。

県においても、低公害車の普及を推進するためハイブリッド車及び天然ガス自動車を率先して導入しているほか、マイカーの使用自粛、アイドリング・ストップの PR 等を行うなど、自動車の上手な使い方を含めた普及啓発を行っている。

2 水環境の保全

(1) 水環境の状況

<河川及び海域の状況>

県下には、豊かな水量を誇る高梁川、旭川、吉井川の三大河川をはじめとする大小数多くの河川があり、さらに清流といわれる河川も数多く存在している。都市近郊を流れる中小河川などでは、汚濁が進行した状態が継続しているが、近年は改善傾向にある。

瀬戸内海は、東京湾や伊勢湾と同様に閉鎖性が強く、陸域と海洋の両方からの影響を受けやすく、汚濁も顕在化しやすい海域で、「水質汚濁防止法」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づく工場・事業場に対する排水規制や下水道等の整備により、一定の汚濁負荷の削減が図られてきたが、水質は横ばいの状況である。

① 水質汚濁の主な原因

河川等の公共用水域における水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場などの産業系、一般家庭の生活系及び山林・農地などの自然系に大別される。これら発生源から排出される汚濁物質が、河川などが本来持っている浄化能力を超えて流入したときに水質汚濁が発生する。

化学的酸素要求量(COD)等の発生負荷量は、水質汚濁防止法等による規制や指導などの結果、産業系が減少し、都市化の進展による人口の集中や生活様式の変化などにより、生活系の占める割合が最大となっている。

② 環境基準の達成状況

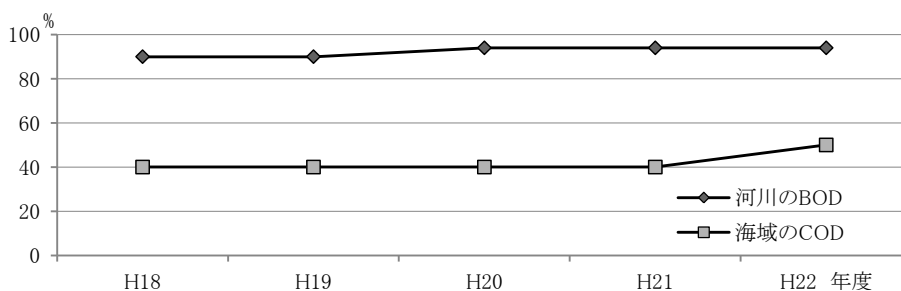
水質汚濁に係る環境基準については、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)があり、それぞれの項目について基準値が設けられている。健康項目については、カドミウム等 27 項目あり、全国一律の基準値が定められている。

また、生活環境項目については、河川・湖沼・海域別に利用目的に応じた「水域類型」が設定されており、その類型ごとに水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)等の基準項目と基準値が定められている。

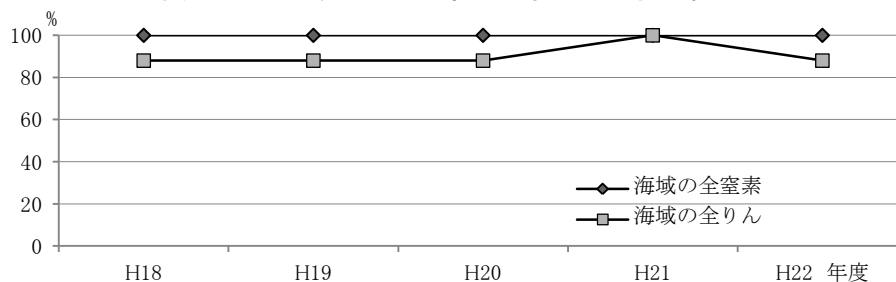
平成 22 年度における環境基準の達成状況を見ると、健康項目は、前年度と同様、河川及び海域全てで達成した。河川の BOD は、31 水域のうち 29 水域で達成した。達成率は 94%であった。海域の COD は、10 水域のうち 5 水域で達成した。達成率は 50%であった。

また、環境基準に準ずる要監視項目については、ウランが海域 10 地点で国の指針値を超過したが、この原因として自然由来が考えられるので、今後も水質監視を継続するとともに知見の収集に努めることとしている。

河川のBOD、海域のCODの環境基準達成率経年変化



海域の全窒素、全りん的环境基準達成率経年変化



<児島湖の状況>

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利(締切堤防)事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖である。締切堤防建設工事は、農林省(現農林水産省)により昭和26年2月に着手され、昭和37年3月に完成した。

児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の3つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の6市町にわたっている。

児島湖は閉鎖性水域であるため、元来、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っている上に、流域の都市化や生活様式の変化などにより水質が悪化し、その改善が求められており、平成18年度に策定した湖沼水質保全計画(第5期)に基づき各種対策を実施しているところである。

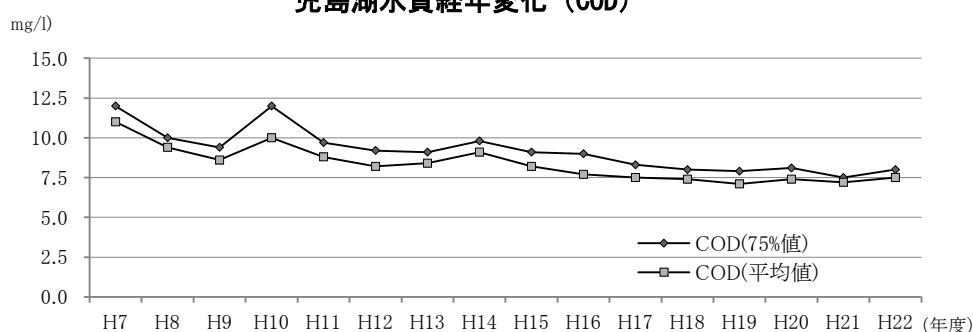
平成22年度の測定結果は、COD(75%値)が8.0mg/Lであり、依然として環境基準(5.0mg/L)を上回っているものの改善傾向にある。なお、健康項目については、2地点で測定した結果、2地点とも環境基準を達成していた。

児島湖の水質の経年変化

(mg/l)

	S60	2	7	12	17	18	19	20	21	22
COD (75%値)	10	10	12	9.2	8.3	8.0	7.9	8.1	7.5	8.0
COD (平均値)	10	10	11	8.2	7.5	7.4	7.1	7.4	7.2	7.5
全窒素 (μ)	1.9	1.8	2.0	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0	1.2
全りん (μ)	0.20	0.24	0.20	0.18	0.20	0.21	0.21	0.21	0.18	0.19

児島湖水質経年変化 (COD)



(2) 水質保全対策

<環境水質の監視>

環境水質の監視については、水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質汚濁の常時監視のほか、海水浴場の水質検査や水質汚濁事象に関する水質調査などを行い、その実態把握に努めるとともに、必要な対策を実施している。

<工場・事業場の監視、指導>

水質汚濁防止法及び環境負荷低減条例に基づく特定事業場等を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行っている。特に、日最大排水量が 50m³ 以上の特定事業場については、重点的に立入検査を実施している。

また、排水基準が適用される特定事業場については、立入検査に合わせて排水検査による排水基準監視を行っている。さらに、総量規制基準が適用される特定事業場(日平均排水量が 50m³ 以上)については、汚濁負荷量測定状況の報告を求めるとともに、自動測定装置の設置が義務付けられている事業場(日平均排水量が 400m³ 以上)については、現地に立ち入り、総量規制基準の遵守状況を監視している。

なお、立入検査の結果、排水基準の違反などが確認された場合は、当該事業場に違反内容を通知し、その原因について責任者から事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策について報告を求め、今後違反を起こすことのないよう厳重に指導している。さらに、改善後の内容を確認するため、排水検査等を実施している。

＜生活排水対策＞

① 生活排水対策重点地域の指定等

水質汚濁防止法の規定により、知事は、環境基準が確保されていない等、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水対策重点地域に指定しなければならないとされている。

本県では、これまでに児島湖流域をはじめとして重点地域の指定を行っている。

② 普及啓発事業

普及啓発資材の作成・配布などにより、生活排水対策について県民に広く普及啓発を行った。

・普及啓発資材の作成・配布(クリーンネット) 5,000 個

(3) 瀬戸内海の環境保全対策

＜総量規制の実施＞

瀬戸内海における COD、窒素及びりん第6次総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するため、平成 21 年度を目標年度とした第6次の総量削減計画を平成 19 年度に策定した。

計画の主な内容及び削減目標量は、次のとおり。

- ・発生源(生活排水、産業排水、その他排水)別に目標量を定める。
- ・生活排水対策として下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備の促進を図る。

- ・産業排水対策として工場・事業場に対する総量規制基準の設定等、汚濁負荷量削減のための総合的な対策を推進する。

- ・生態系に配慮し、「人工海浜、干潟等の造成、保全」等を推進する。

第6次総量削減計画を策定したことに伴い、瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画を平成 20 年6月に変更した。

発生源別の汚濁負荷量の現状と削減目標量

①COD (単位:t/日)

区 分	岡 山 県						瀬戸内海全 域	
	S54年度に おける量	S59年度に おける量	H1年度に おける量	H6年度に おける量	H11年度に おける量	H16年度に おける量	削減目標量 H21年度	削減目標量 H21年度
生活排水	39	36	35	32	28	23	19	237
産業排水	68	29	27	23	24	17	17	247
そ の 他	12	11	10	9	7	7	7	53
計	119	76	72	64	59	47	43	537

②窒素 (単位:t/日)

区 分	岡 山 県			瀬戸内海全 域
	H11年度に おける量	H16年度に おける量	削減目標量 H21年度	削減目標量 H21年度
生活排水	13	11	10	152
産業排水	24	10	10	116
そ の 他	24	22	22	197
計	61	43	42	465

③りん (単位:t/日)

区 分	岡 山 県			瀬戸内海全 域
	H11年度に おける量	H16年度に おける量	削減目標量 H21年度	削減目標量 H21年度
生活排水	1.3	1.1	1	11.6
産業排水	1.4	0.8	0.8	7.7
そ の 他	0.7	0.6	0.6	10.2
計	3.4	2.5	2.4	29.5

<自然海浜の保全等>

自然海浜は、海水浴、潮干狩りなどの海洋性レクリエーションの場や地域住民の憩いの場として多くの人びとに利用され、県民の健康で文化的な生活を保護するために必要不可欠なものとなっているが、近年の各種開発の進展に伴い減少する傾向にある。

このため、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、「自然海浜保全地区条例」に基づき地区指定を行い、看板の設置や海浜の清掃作業などの環境美化活動を通じ、県民に海浜の保全の必要性について周知徹底を図っている。

また、埋立の協議に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考え方を基本として、埋立申請の審査を厳重に実施するとともに、やむを得ず埋立を承認する場合については、人工干潟の造成など代替措置を指導している。

(4) 児島湖の環境保全対策

<湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策>

児島湖は、昭和60年12月に「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼の指定を受けて以来、5年ごとに策定する「湖沼水質保全計画」に基づき、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり、下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、湖底のしゅんせつ、水生植物の適正管理、アダプト推進事業などハード・ソフト両面にわたる対策を総合的かつ計画的に実施している。

第5期計画の5年目となる平成 22 年度の水質は、COD8.0mg/L、全窒素 1.2mg/L、全りん 0.19mg/L で、ゆるやかな改善傾向にあるものの、環境基準は達成していない。

- ・平成 22 年度水質 (COD75%値) 8.0mg/l
- ・合併処理浄化槽の設置 25,393 基

<児島湖環境保全条例の施行>

児島湖流域の環境保全に関し、県、市町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、児島湖流域の良好な環境を維持、回復及び創造することを目的とした児島湖環境保全条例を平成3年に制定している。この条例に基づき、生活排水対策や工場、事業場の排水対策等の水質保全、水辺環境の整備、普及啓発等の総合的な環境保全を推進している。

<普及啓発事業>

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国、県、市町及び民間団体などが一体となり、流域住民の理解と協力のもとに各種行事を実施している。平成 22 年度に実施した主な月間行事は、次のとおりである。

(児島湖流域環境保全フェア)

小・中学生を対象とした児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの入賞者の表彰式、啓発キャンペーン(平成 22 年9月 11 日開催、約 1,000 人参加)及びポスター・パネル展(平成 22 年9月8～13 日開催)を行った。

(児島湖流域清掃大作戦)

9月5日(日)、児島湖流域 10 か所で約 5,800 人の参加を得て、一斉清掃を行った。

- ・児島湖クリーンアップキャンペーン

新聞、テレビ、ラジオ等を通じて県民への啓発活動を行った。(平成 22 年9月)

- ・ポスター、パンフレットの作成・配布

ポスター1,000 枚、パンフレット 3,000 冊を作成し、啓発資材として活用した。

<浄化用水導入事業>

児島湖の水質改善のため、用水路に水量の少ない非かんがい期に、農作物などに被害を及ぼさないよう配慮しながら、旭川から旭川合同用水路、高梁川から十二箇郷用水路と八ヶ郷合同用水路を通して、浄化用水(清水)の導入(62.3 万 m³/日)を行った。

<ヨシ原管理事業>

枯れたヨシは水中沈下により汚濁原因となるため、児島湖畔に自生しているヨシ原約 47,900m²の刈り取りを行うとともに、刈り取ったヨシをすべて再利用した。

<流出水対策事業>

湖沼水質保全特別措置法に基づき、流出水対策地区に指定している岡山市南区北七区において、流出水による汚濁負荷の低減を重点的に実施するため、関係機関で構成する児島湖流出水対策地区関係機関等連絡調整会議を開催した。

<児島湖環境影響負荷調査事業>

児島湖の水質は COD 及び全窒素は改善がみられるものの、全りんは改善の兆しがみられず、水質汚濁メカニズムの解明を図るため児島湖や流入河川の底泥調査を実施した。

<児島湖水辺環境整備基本計画の推進>

平成8年度に、児島湖を中心にその周辺を含めた一帯を自然豊かな県民の憩い楽しむ場とするため、「児島湖水辺環境整備基本計画」を策定し、護岸整備や親水公園の整備などその実現に努めている。

<児島湖流域水質保全基金(児島湖クリーン基金)>

流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動を支援していくことを目的として、「財団法人児島湖流域水質保全基金」(児島湖クリーン基金)を設立している。平成元年から3か年で基金を造成し、その運用益で普及啓発事業や水質浄化対策を推進するための助成事業などを実施している。

平成 22 年度は、環境美化推進実践活動など 13 件に対し合計 461,176 円を助成した。

(5) 海域環境の修復・創造

「藻場」や「干潟」は、多くの魚介類を育む「海のゆりかご」としての役割を持つほかに、水質の浄化に役立つなど重要な機能を有している。

しかし、今までに行われてきた沿岸開発や水質汚濁の影響等によって、その大半が消滅し、これが水産資源減少の大きな要因と考えられていることから、岡山の海と川の豊かな恵みを回復させるため、瀬戸内海の環境保全や魅力ある海辺づくり、藻場・干潟などの自然環境の修復を進め、水産資源の増大を図る。

<海の森づくり>

漁業生産の基盤である藻場の再生・拡大を核とした漁場の総合的な整備を行い、有用魚介類の資源供給基地を創出している。

<干潟の整備>

干拓事業等による干潟の消滅が著しい県西部海域において、人工干潟の造成を行い、二枚貝類やエビ・カニ類の増産と水質浄化機能の増大を目指している。

3 騒音・振動の防止

(1) 騒音・振動の現状と対策

騒音や振動は、悪臭と同様に「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれで、多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音まで、その発生源も多種多様である。

平成 22 年度、県及び市町村によせられた苦情は、騒音に係るものが 140 件、振動に係るものが 18 件であり、騒音、振動とも、発生源として工場・事業場、建設作業、道路交通に関するものが主体となっている。また、「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度」が平成 12 年 3 月に改正されたのに伴い指定地域の区域区分等の変更を行い平成 12 年 4 月から施行している。

<新幹線鉄道騒音・振動の状況>

新幹線鉄道では、騒音については環境基準が定められており、振動については新幹線鉄道振動指針値(70 デシベル)が設けられている。

平成 22 年度の測定結果では、騒音については測定地点 8 か所すべてで環境基準を超えており、振動についてはすべて指針値以下であった。

在来線鉄道については、平成 7 年 12 月、新設又は大規模改良に際して騒音対策の指針が示されている。瀬戸大橋の列車騒音については、倉敷市が監視測定を行っているが、平成 22 年度の結果では努力目標(80dB)以下であった。

(2) 工場・事業場の騒音・振動対策

<規制地域の指定>

騒音規制法、振動規制法により、知事等が指定する地域(規制地域)において特定施設を設置する工場・事業場に対し、騒音、振動の規制基準が設けられている。

平成 23 年 3 月 31 日現在の規制地域は、騒音が 22 市町、振動が 22 市町である。また、平成 22 年度末での規制対象工場・事業場数は、騒音関係が 3,352(特定施設数 30,071)、振動関係が 2,073(特定施設数 19,461)である。

建設作業については、規制地域において施工される特定建設作業に対し、改善基準が定められている。平成 22 年度に届出のあった特定建設作業は、騒音関係が 643 件、振動関係が 350 件であった。

4 有害物質対策

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「ダイオキシン法」という。)が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日に施行された。

このため、ダイオキシン法に基づく常時監視に係る環境調査を平成12年度から本格的に実施するとともに、ダイオキシン法に基づく工場・事業場に対する指導・監視を行った。

(環境調査結果)

ダイオキシン法に基づき、県、岡山市、倉敷市、国土交通省及び環境省が平成22年度に実施した環境中におけるダイオキシン類による汚染状況の調査結果の概要は、次のとおりである。

調査主体別の調査地点数

環境媒体	調査地点数					
	岡山県	岡山市	倉敷市	国土交通省	環境省	計
大気	8	3	2	-	1	14
公共用水域水質	31	14	16	6	-	67
公共用水域底質	20	14	16	6	-	56
地下水質	19	6	2	-	-	27
土壌	19	10	8	-	-	37

調査結果の概要

環境媒体	調査地点数	平均値	濃度範囲	環境基準	単位
大気	14	0.032	0.013~0.060	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	67	0.12	0.029~0.36	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	56	4.2	0.13~27	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	27	0.035	0.016~0.083	1以下	pg-TEQ/L
土壌	37	0.14	0.00044~1.5	1,000以下	pg-TEQ/g

調査結果の評価

環境媒体	評 価
大 気	調査地点14地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用 水域水質	調査地点67地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用 水域底質	調査地点56地点すべてにおいて環境基準を達成した。
地下水質	調査地点27地点すべてにおいて環境基準を達成した。
土 壌	調査視点37地点すべてにおいて環境基準を達成した。

(2) アスベスト対策

<岡山県アスベスト対策協議会の運営>

平成 17 年7月に設置した行政機関の対策連絡会議(県、労働局、地方環境事務所、岡山市、倉敷市等で構成)に建設業協会や医師会など民間団体を加えた「岡山県アスベスト対策協議会」を平成 18 年1月に設立し、アスベスト対策を総合的に推進している。

<啓発>

県民の不安を解消するため、アスベスト専用サイトやリーフレット等によるアスベストに関する情報提供を行った。

(平成 22 年度に実施した普及啓発事業)

- ・相談窓口の設置:64 か所
- ・国への要望等:平成 21 年7月 17 日に実施したほか、中国地方知事会でも実施
- ・県民への広報:リーフレット、ハンドブック配付

(3) 有害大気汚染物質対策

大気汚染防止法が平成8年5月に改正され、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握することが地方自治体の責務とされた(平成9年4月1日施行)。また、平成9年1月、大気汚染防止法に基づき、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質(有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質)に指定し、指定物質排出施設を定めるとともに、同年2月には指定物質抑制基準及び環境基本法第 16 条に基づく環境基準が設定された。(ベンゼン:0.003mg/m³以下、トリクロロエチレン:0.2mg/m³以下、テトラクロロエチレン:0.2mg/m³以下)

なお、平成 13 年4月にはジクロロメタンに係る環境基準、平成 15 年9月にはアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物に係る指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)が設定され

た。さらに平成 18 年 12 月には、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンに係る指針値、平成 22 年 10 月には、ヒ素及びその化合物に係る指針値が設定された。(ジクロロメタン:0.15mg/m³ 以下、アクリロニトリル:2 μg/m³ 以下、塩化ビニルモノマー:10 μg/m³ 以下、水銀:0.04 μgHg/m³ 以下、ニッケル化合物:0.025 μgNi/m³ 以下、クロロホルム:18 μg/m³ 以下、1,2-ジクロロエタン:1.6 μg/m³ 以下、1,3-ブタジエン 2.5 μg/m³ 以下、ヒ素及びその化合物:6ngAs/m³ 以下)

<環境調査>

岡山県内の有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、岡山市及び倉敷市等と連携して県下 11 地点においてアクリロニトリル、ベンゼン等 19 物質を対象に環境調査を実施した。その結果、平成 22 年度においては、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンについて、11 地点すべてにおいて環境基準を達成した。

(4) 特定化学物質対策(PRTR)

現在、製造等が行われている化学物質は、非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関して十分な科学的知見を整備するためには、きわめて長い時間と膨大な費用を要するため、規制を中心とした従来の法律による対応には限界があることが指摘されてきた。このような状況を踏まえ、化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み(PRTR制度)を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が平成 11 年 7 月に公布され、平成 14 年度から本格施行された。

PRTR法では、一定の要件を満たす事業者は、毎年度自らが取り扱った化学物質の前年度における環境中への排出量等を把握し、県を経由して、国に届け出ることとなっており、平成 22 年度においては、平成 21 年度の化学物質の排出量等について、全国で 38,141 事業所、岡山県内では 895 事業所(岡山・倉敷・新見市分を含む)から届出があった。

岡山県では、届出された化学物質の排出量等について物質別、地域別等で詳細に集計し、その結果をホームページで公表することなどにより、事業者による化学物質の自主管理の促進を図った。

(5) 岡山県化学物質環境モニタリング調査

近年、化学物質等の使用の増大に伴って、有害性が疑われるさまざまな化学物質が水環境中から検出されていることから、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、平成 11 年度から環境調査を実施している。

平成 22 年度は、25 物質(群)を対象に、平成 22~24 年度に計画している 25 地点(固定点:4地点、準固定点:21 地点)のうち、11 地点(河川9地点、湖沼1地点、海域

1地点)で調査を実施した。水質調査ではビスフェノール A 等 10 物質が、底質調査ではベンゾ(a)ピレン等 21 物質が検出された。化学物質の人への採用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、全国調査結果の範囲内であった。

なお、環境省が、魚類に対する内分泌攪乱作用があるとしているノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノール A 及び DDT については、今回の調査結果は、いずれも、魚類への内分泌攪乱作用がないとされている水質濃度(ノニルフェノール:0.608 $\mu\text{g/L}$ 以下、4-オクチルフェノール:0.992 $\mu\text{g/L}$ 以下、ビスフェノール A:24.7 $\mu\text{g/L}$ 以下、DDT:0.0145 $\mu\text{g/L}$ 以下)であった。

また、県では、超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や調査の継続によりデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、環境リスク低減のための対応を検討していくこととしている。

5 環境放射線の監視

<事業所周辺の環境放射線等の監視測定>

独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の監視測定については、鏡野町内の「人形峠」、「赤和瀬」、「天王」の3か所の観測局で空間ガンマ線量率等の連続測定を実施している。これらの観測局は岡山市の県環境保健センターとテレメータシステムで接続されており、常時監視されている。また、大気、河川水、土壌等の各種試料を採取して、測定を実施している。

これらの測定の結果、空間ガンマ線線量率等、管理目標値の設けられている項目はいずれも管理目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

基本目標4: 自然と共生した社会の形成

1 豊かな自然環境の保護

かけがえのない郷土の自然や生態系を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生を目指しながら、それを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成7年に、生物多様性国家戦略を策定し、平成20年には生物多様性基本法を制定、平成22年には同法に基づく初めての国家戦略となる生物多様性国家戦略2010を策定している。

本県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47年から「自然保護基本計画」を策定し、自然保護の保全に努めてきたところであるが、自然環境をとりまく諸情勢の変化に対応すべく、10か年計画として、平成23年3月に新しい自然保護基本計画を策定し、「自然との共生～生物多様性を育む豊かな自然の継承～」を目標として自然環境の保全に係る諸施策を推進している。

(1) 自然公園の指定

自然は、一度破壊されれば復旧することが極めて困難なものであり、できる限り自然のままの姿を存続させなければならない。特に、優れた風景地は天与の宝ともいべきものであり、こうしたすばらしい自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園及び県立自然公園の指定を行っている。全国では、国立公園 29 地域、国定公園 56 地域、都道府県立自然公園 312 地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の約 14%を占めている。

岡山県の自然公園

公園別	名称	面積(ha)	県土面積に対する割合	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	4,963	0.70%	S 9. 3.16
	大山隠岐	6,534	0.92%	S38.4.10
	小計	11,497	1.62%	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	15,024	2.11%	S44. 4.10
県立自然公園	高梁川上流	13,478	1.89%	S41. 3.25
	吉備史跡	2,524	0.35%	S41. 3.25
	湯原奥津	16,537	2.32%	S45. 5. 1
	吉備路風土記の丘	888	0.12%	S47.1.11
	備作山地	8,176	1.15%	S54.12.25
	吉備清流	4,428	0.62%	S58. 3.29
	吉井川中流	8,112	1.14%	H 3. 3.30
小計	54,143	7.61%		
自然公園合計		80,664	11.34%	

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり、その面積は県土面積の約 11%を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。

(2)自然公園の保護と管理

<各種行為の規制>

自然公園の保護の適正化を図るために自然公園法、県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制としている。また、普通地域での特定の行為に対しては事前届出制とし、その保全を図っている。

これらの管理については、国立公園は原則として国が行うこととなっており、環境省の出先機関として「中国四国地方環境事務所」(岡山市北区桑田町)が設置されている。国立、国定公園内では、ボランティアの自然公園指導員(42人)が、環境省の委嘱を受けて主要地域での指導に当たっている。

また、国立公園の法定受託事務及び国定公園や県立自然公園は、所轄県民局が管理に当たっている。

<国立公園清掃活動事業>

国、県、市町村及び関係諸団体が協力し、国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃を行う必要のある地域で清掃活動事業を実施している。

本県では、瀬戸内海国立公園の主要な利用地域である倉敷市の鷺羽山、由加山一帯の地域と玉野市の渋川海岸、十禅寺山、王子が岳一帯の地域において、美化清掃活動を実施する団体「倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会」に対し、昭和 56 年度から事業費の一部を補助し、美化清掃活動を実施している。

(3)県自然環境保全地域等の指定と整備

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域等に指定し、その保護に努めている。

現在までに、「県自然環境保全地域」として、天然林や野生動物の生息地など優れた自然の地域(面積 10ha 以上)を3地域、「環境緑地保護地域」として、都市周辺の良好な生活環境を形成する緑地の地域(面積5ha 以上)を2地域、「郷土自然保護地域」として、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域(面積2ha 以上)を 37 地域、また「郷土記念物」として、樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるものを 39 件指定している。

県自然環境保全地域等に指定した地域については、解説板や案内板を設置することとしている。

(4)自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然景観を保護する一方、これを健全な野外レクリエーション活動や自然教育の場として活用することを目的としている。このため、自然公園の利用施設として、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道などの整備を進めている。

(5)自然との調和に配慮した事業活動

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発(10ha 以上)に際しては、県、市町村、事業者との間で自然保護協定を締結し、現存植生の保全や改変地の緑化などについて指導を行っている。

また、10ha 未満の開発については、市町村と事業者において協定を締結するよう要請している。

平成 21 年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、ゴルフ場 48 件、住宅団地 19 件、別荘団地4件、工場敷地9件、その他(総合的レジャー団地等)10 件の合計 90 件である。

2 野生生物の保護

(1) 希少野生動植物の保護

岡山県は豊かで多様な自然環境に恵まれ、多様な野生生物が生息・生育しているが、近年、様々な人間活動の影響等を受けて、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しており、その多様性を維持することが大きな課題となっている。

このため、平成15年3月に「岡山県版レッドデータブック」を発刊、平成22年3月には改訂版である「岡山県版レッドデータブック 2009」を発刊し、環境アセスメントの審査や、開発行為と自然保護との調整を図る上での基礎資料として、また、野生生物の保護対策を講じる上での基礎資料として活用している。

また、平成15年12月に岡山県希少野生動植物保護条例を制定し、特に保護を図る必要のあるものは、捕獲等を規制するとともに、県民等と協働して保護を図るなど、自然環境保全意識の高揚に努めている。

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されているスイゲンゼニタナゴ及びアユモドキについて、生息状況の調査、関係者の連絡調整会議等を国の委託を受けて平成16年度から22年度まで実施した。

- ・希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域 8地域

指定希少野生動植物の指定状況

種別	指定希少野生動植物名	指定年月日
動物	フサヒゲルリカミキリ	
植物	マルバノキ(ベニマンサク)	H16.7.16
	ミズアオイ	
	エヒメアヤメ	H17.8.26
	サクラソウ	
	ミチノクフクジュソウ	H21.4.14

(2) 野生鳥獣の保護管理

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護事業を実施するため「第10次岡山県鳥獣保護事業計画(計画期間:平成19年～23年度)」に基づいて鳥獣保護行政を推進するとともに、「第11次岡山県鳥獣保護事業計画(計画期間:平成24年～28年度)」の策定を行う。

(3)外来生物対策の推進

近年、本来の生息・生育地以外の場所から人為によって意図的・非意図的に導入された「外来生物」が、地域固有の生物相や生態系に深刻な影響を及ぼしている。

こうしたことから、平成 17 年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(通称:外来生物法)が施行され、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を及ぼすもの、及ぼすおそれのある侵略的な外来生物を、特定外来生物として指定し、飼育、販売、輸入などを規制するとともに、野外での防除などを行って被害防止を目指すこととなった。

県では、法律の施行に伴い、外来生物対策について、県民の正しい理解と協力を得るために普及啓発等に努めている。

3 水とみどりの潤い空間の保全と創出

(1) 水辺環境の保全と創出

安らぎと潤いのある水辺環境を確保するため、多様な動植物、親水、景観等に配慮した河川、港湾、海岸、農業水利施設等の整備や保全を図った。

河川については、行政と地域住民が協働して河川環境整備に取り組み、ふれあいの川づくり空間の整備を推進した。

<環境に配慮した水辺づくり>

「出会いとふれあいの水辺づくりモデル事業」を通じて、行政と地域住民が協働して河川環境整備に取り組み、ふれあいの川づくり空間の整備を推進した。また、協働による取組が安全な河川環境の確保、地域住民の自然への親しみ、関心の高まりへとつながった。

・出会いとふれあいの水辺づくりの実施河川数 9件

(2) 森林の保全

水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止等の森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成する。

また、木材を利用することは地球温暖化の防止や、森林の保全・整備につながることから、県産材の幅広い利用を促進する。

<公益的機能を高めるための森づくりの推進>

森林の持つ公益的機能を高めるため、間伐の推進、伐期の長期化、広葉樹林・針広混交林への誘導、林道等の路網の整備等により、多様で健全な森林を育成する。また「おかやま森づくり県民税」や「森林整備地域活動支援交付金」を活用して、森林の適正な管理を推進する。

・水源かん養保安林 119,490ha

<里山ふれあいの森づくり>

森林所有者や地域住民、NPO 等幅広い関係者の連携を図り、森林・林業体験や活動を支援する指導者の育成、ボランティアを対象とした技術指導研修の実施などにより県民参加による森林づくりや企業との協働による森づくりを推進するとともに、身近な森林景観の適切な保全、多様な利活用を継続的に推進する。また、これらの取組を通して、森林環境の保全の重要性について県民への普及啓発を図る。

・森づくり活動の参加者数 9,644人

(3)身近なみどりの保全と創出

<緑化運動の展開>

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ、(社)岡山県緑化推進協会等推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日の「春のみどりの月間」では、街頭募金や企業・団体などからの募金により緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじめ、緑化運動ポスターコンクールなどを実施している。

毎年10月1日から31日の「秋のみどりの月間」では、自然体験プログラム等を通じて、みどりについて学ぶため「岡山県みどりの大会」を開催している。

・緑の募金総額 16,643,189 円

<「みどりの少年隊」の育成>

次代を担う少年たちを対象に、緑の必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少年隊の結成を促進している。

平成22年度末において、「みどりの少年隊」は43隊(岡山県緑の少年隊連絡協議会加入)が結成されている。

<農地・農業用水等の保全>

県下約9,800haの農振農用地において、地域ぐるみで保全活動が実施された。

<都市と農村の交流推進>

交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」の中で、農作業体験や森林活動体験など農村を支援するボランティア情報を発信し、都市住民に対し自然とふれあいの場や農村への理解を深める機会を提供するなどにより、都市と農村の交流を推進した。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

(1) 指導者・ボランティアの育成

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも県民一人ひとりが自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践を行うことが重要である。このため、自然保護推進員等のボランティアによる活動を推進し、自然保護思想の普及啓発に努めている。

- ・自然保護推進員数 88人

(2) 自然環境学習等の推進

<岡山県自然保護センター>

自然を観察し、自然のしくみを学ぶ場として多くの人に利用していただき、また、自然保護に関する普及啓発、指導者の育成、研究調査、情報の収集・提供を行う機関として、平成3年11月、和気郡和気町（旧佐伯町）に開設した。

各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者やボランティアを対象とした研修会を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

さらに自然学習リーダー養成講座を開設し、自然とのつきあい方や里山の現状について学び、自然学習のリーダーとして活動ができる人材の育成に努めている。

- ・自然観察会(昆虫、野草、野鳥の観察等)
- ・自然学習リーダー養成講座
- ・講師派遣
- ・「自然保護センターだより」の発行
- ・自然保護センター友の会の育成
- ・特別天然記念物タンチョウの飼育(平成22年度末現在47羽)
- ・傷病鳥獣の保護
- ・入場者 23,889人(平成22年度)
- ・管理形態 指定管理者:(財)岡山県環境保全事業団(平成22年度～26年度)

推進目標 1 : 参加と協働による快適な環境の保全

1 協働による環境保全活動の促進

私たちの生活に身近な環境の保全には、県内各地の地域コミュニティが大きな役割を果たしてきた。しかし、急速な少子・高齢化等に伴う人口減少の進行に伴い、これまで地域活動の重要な担い手であった地域コミュニティの活力低下が懸念されるようになってきた。住み慣れた地域において、これからもきれいで快適な環境の中、安心した生活を送っていくためには、地域社会の活力や地域住民のきずなを一層強化し、地域コミュニティの力を高めていくことが重要となる。

また併せて、地球温暖化対策や3Rのように、一人ひとりの着実な実践が最も重要となる課題については、県民、事業者、環境 NPO、ボランティアなど多様な主体と行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、緊密に連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となっている。

(1)環境パートナーシップの形成促進

「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動をより広範に展開し、環境パートナーシップの形成を促進した。

(2)ソーシャルビジネスの育成支援

環境問題など、地域や社会の課題に地域住民等がビジネス手法で取り組み解決するソーシャルビジネスの育成を図るため、先進事例の調査や普及啓発、起業・経営セミナー等を実施した。

(3)アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図った。

・アダプト参加人数 42,512 人

<児島湖畔環境保全アダプト推進事業>

児島湖の環境保全を推進するため、平成 14 年度から児島湖畔環境保全アダプト推進事業として、湖畔の清掃美化活動等を行う住民等の 22 団体に対して、関係市町とともに支援を行った。

(4) イベント等のエコ化の推進

地域や事業所で開催される各種イベントが企画の段階からごみの減量、公共交通の利用、騒音の抑制等、環境に配慮した取組が行われるよう、平成 21 年 10 月に「グリーンイベントガイドラインおかやま」を策定し、グリーンイベントの普及を図っている。

・登録件数 26 件

2 環境学習の充実

温暖化をはじめとする地球環境問題が大きくクローズアップされ、国民一人ひとりの地球的視野に立った環境問題への取組が求められる中、環境に対する意識の高揚と自主的・主体的な行動を促す手段として、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の考え方を踏まえた環境学習の重要性が高まっている。

県ではこれまで、環境学習リーダーなどの人材養成、環境保健センターや自然保護センター等の環境学習施設の整備・充実、環境に関する情報提供や体験型環境学習の機会の提供など、様々な角度から環境学習に取り組んできたが、環境学習のテーマや対象、実施主体は多岐にわたっており、効果的な環境学習を行っていくためには、今後、施策の充実に加えて、横断的な推進体制を整備する必要がある。

(1)「岡山県環境学習の進め方」の策定

平成21年2月、環境学習を効果的に推進していくための指針として、「岡山県環境学習の進め方」を策定した。これは、環境学習や環境保全活動を進める上で、学校、活動団体、事業者、行政等の各主体が共有すべき基本的な考え方や目標、また、具体的な方策例や取組事例、行動へのヒントも加え、手引き書としても利用できるよう工夫している。

(2)移動環境学習車「さんよう号」の活用

平成21年3月に山陽新聞社及び山陽会から寄贈を受けた移動環境学習車「さんよう号」は、現在、県環境保健センターにて管理・運営を行っている。当県の環境学習事業のシンボリックな存在として堅調な運用実績を上げており、導入2年目となる平成22年度は合計45回の稼働回数があった。

2tトラックがベース車両である移動環境学習車には、多種多様な体験学習を可能にする様々な環境学習機材を搭載しており、環境学習出前講座への出動や各種環境啓発イベント等への出展PRのほか、学校、公民館、市町村、またNPOなど地域団体等への貸出などを行っている。

対象地域や年齢を問わず活用できる利点を有しているため、引き続き幅広い活用に努めていく。

(3)NPO等環境団体との協働による環境学習の推進

環境保全活動に取り組むNPO等の団体・学校・企業等が集い、効果的な環境学習を協働して推進する場として設置した「岡山県環境学習協働推進広場」では、参加約40団体が環境に関する情報交換・共有を行ったり、幅広いアイデアや知恵を出し合い、効果的な環境学習についての事業企画を県に提案するなどの活動を行った。

また、広場関係団体を講師とした環境学習出前講座を、移動環境学習車「さんよう号」を活用しながら実施した。

(4)こどもエコクラブ活動

こどもエコクラブは、地球の環境について楽しく学び活動する、子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境保全活動クラブである。クラブは、数人から 20 人程度の子どものメンバーとサポーター(大人の指導者)により構成される。

平成 22 年度岡山县内で、2,042 名(クラブ数 58 クラブ)の参加があった。

県では、募集ポスターを市町村、県民局、教育事務所などへ掲示、ラジオや広報誌を利用し、こどもエコクラブ会員の募集を行うとともに、各種の活動支援事業を実施している。

平成 22 年度は、2月 19 日に岡山市、(社)岡山東法人会との協働により、県内のこどもエコクラブが日頃の活動を発表する「こどもエコクラブ in おかやま活動発表会」を開催した。

(5)環境学習エコツアー事業

環境問題に対する理解と環境保全意識の高揚、普及啓発を図るため、平成 16 年度から、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関係施設を実際に見学体験する「環境学習エコツアー」を実施しており、平成 22 年度は 4,049 名の参加があった。

(6)環境学習拠点施設

環境学習の拠点施設として、平成 10 年度末に、環境保健センターと自然保護センターを指定した。環境保健センターでは、学校や地域での環境学習を支援するため環境学習出前講座を、自然保護センターでは、各種の自然観察会や研修会を実施している。また、各施設とも環境学習資器材や図書の貸出を行っている。

(7)学校教育

学校教育では各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の特色を生かした環境教育・学習を充実するとともに児童生徒の発達段階に応じて問題解決的な学習や体験的な学習を重視するよう努めている。

(スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業)

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発などに重点的に取り組む学校において、実践的な研究を行うとともに、各種啓発活動を実施するなど、環境問題を正しく理解し、環境保全に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図った。

・岡山工業高等学校

様々な廃棄物を再生コンクリート等として再利用

- ・笠岡工業高校

カキ殻を漁礁ブロック等の材料として再利用

(高校生「エコ広場」UD 整備事業)

学習・活動の場である学校を温かみのある快適な空間として整備するとともに、高校生が森林保全や循環型社会の形成、ユニバーサルデザイン等に関して理解を深めるための学習機会とするため、高校生自らの企画・提案による県産材やエコ製品を活用し、ユニバーサルデザインを取り入れた居室や広場の整備を行った。

- ・「県産材活用」:玉野高校
- ・「エコ広場」:笠岡工業高校

3 景観の保全と創造

私たちのふるさと岡山は、白砂青松の瀬戸内海や優美で緑あふれる山々など美しい自然に恵まれるとともに、吉備文化をはじめとする数多くの歴史的遺産や落ち着いたたたずまいを見せる街並みなど優れた景観を有している。

このような快適で文化の薫り高い岡山の景観を守り育て、さらに創造し、より優れたものとして次代に引き継いでいくため、昭和 63 年3月「岡山県景観条例」を制定し、条例に基づいて総合的な景観対策に取り組んでいる。

平成 19 年9月には景観法に基づき「晴れの国おかやま景観計画」を策定し、「岡山県景観条例」の改正を行った。

(1)大規模行為の届出

景観法・景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築などの大規模行為について、事前の届出を義務付けている。

県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行い、また指導、助言、勧告等を行うことを通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めている。

平成 22 年度の届出件数は 432 件であった。

(2)景観モデル地区

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定している。現在までに「高梁地区」、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の3地区をモデル地区として指定している。

景観モデル地区の指定状況

名 称	市町村名	指定年月日
高梁景観モデル地区	高梁市	平成2年1月9日
吉備高原都市景観モデル地区	吉備中央町	平成5年6月15日
		平成8年3月8日拡張
		平成9年7月25日拡張
渋川・王子が岳景観モデル地区	玉野市	平成6年7月29日

(3)市町村景観対策の推進

地域における景観づくりを積極的に推進するため、景観法に基づき景観行政団体に移行しようとする市町村に対し、必要な技術的支援を行っている。

平成 23 年3月末時点で県内の景観行政団体は、県及び岡山市、倉敷市、瀬戸内市、真庭市、早島町、新庄村の6市町村である。

(4)普及啓発

県民、事業者に対し、ホームページ等により景観形成施策の普及啓発を行っている。

4 快適な生活環境の保全

県では、きれいで快適な環境づくりを推進するため、平成 14 年4月に制定した「岡山県快適な環境の確保に関する条例」に基づき、美観や清潔さを損なう落書きや空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を禁止している。

○落書きに対する措置

- ・ 落書きを禁止し、違反者への罰則を規定(5万円以下の罰金)
- ・ 県管理の施設については消去を命令

○空き缶等の投棄に対する措置

- ・ 空き缶等の投棄を禁止

○自動車等の放置に対する措置

- ・ 自動車等の放置を禁止
- ・ 県が所有又は管理する土地へ放置された自動車等を迅速な手続きにより撤去し、所有者等へ処分費用等を請求

○光害の防止に関する措置

- ・ 屋外照明設置の際の光害防止を規定
- ・ 屋外においてサーチライト等の投光器を、特定対象物を照射する目的以外で使用することを原則禁止
- ・ 違反者に対する使用停止命令及び、命令違反者への罰則を規定(5万円以下の過料)

推進目標 2 : 環境と経済が好循環する仕組みづくり

1 環境に配慮した事業者の育成・拡大

経済のグローバル化により事業者の活動規模や領域は大きく広がっており、事業活動が環境に与える影響も拡大している。しかしながら、地球全体の環境負荷の許容量には限度があり、私たちの生活を支える財やサービスの提供が環境負荷の増大につながらないよう事業者は環境に配慮した事業活動に努める必要がある。

こうした中、コンプライアンス(法令遵守)はもちろんのこと、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」という CSR(企業の社会的責任)の考え方にに基づき、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会的に評価する動きが急速に高まりつつある。本県でも環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の県内認証組織数は、平成12年3月の38組織が平成22年3月には299組織に大きく増大しており、また、中小企業等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、エコアクション21の普及も進みつつある。

(1)環境マネジメントシステムの普及拡大

<ISO14001 等認証関係>

ISO14001 等環境マネジメントシステムについては、製造業をはじめとする事業者に対し、広く認知が進んできている。

また、認証企業には、県の公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与数値に加点)を講じるとともに、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」において優良性評価項目の一つとするなどにより、認証・登録事業者の増加を図った。

<エコアクション21 認証・登録の推進>

エコアクション21の認証・登録事業者には、県の公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与数値に加点)を講じるとともに、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」において優良性評価項目の一つとするなどにより、認証・登録事業者の増加を図った。

・認証・登録事業者数 84 件

(2)企業の環境対策の促進

<中小企業向け融資制度>

岡山県中小企業者向け融資制度において環境保全資金による県内中小企業等の公害防止施設の整備等に必要な資金、新エネルギー導入促進資金による新エネルギー導入施設の設置や電気自動車の導入等に必要な資金を融資する。

(3)環境保全のための費用負担意識の普及

日常生活や事業活動などにより生じる環境汚染など、環境問題の解決のためには費用がかかるという意識の浸透を図る。

また、そうした社会的費用を、市場のメカニズムを通じて適正に反映させ、効率的に環境の保全を図るため、産業廃棄物処理税や森づくり県民税などのいわゆる環境税について、その浸透と有効活用に努める。

<岡山県産業廃棄物処理税>

循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を促進するため、平成 15 年4月1日から「産業廃棄物処理税(法定外目的税)」を導入している。

税収は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」を3つの柱として、循環型社会の形成推進に資する事業に活用している。これまで、不法投棄の早期発見・未然防止、リサイクルの取組推進、環境教育等の推進、ごみ減量化対策の推進等の面で大きな役割を果たしている。

なお、平成 23 年3月末現在、本県を含め 27 都道府県及び1政令市が産業廃棄物税を導入している。

<おokayama森づくり県民税>

すべての県民が恩恵を受ける森林を保全するための財源として平成 16 年度に「おokayama森づくり県民税」を導入し、各種の森林保全事業を実施してきたが、引き続き森林保全に努める必要があることから、課税期間を平成 21 年4月から5年間延長、「森林のもつ公益的機能を高める森づくり」、「担い手の確保と木材の利用促進」、「各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として、森林保全に関する施策を推進している。

なお、平成 23 年3月末現在、本県も含め 30 県が森林保全のための超過課税を導入している。

2 環境ビジネスの拡大

環境に配慮した事業活動を社会や市場が正当に評価することが、事業者の取組を促進するためには効果である。消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択し、利用することにより、需要や市場は拡大する。その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことが期待できる。

このため県では、家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示した「統一省エネラベル」等の認知度を高め、より省エネ性能の高い製品の購入を促すとともに、CO₂の排出量が少なく、グリーン税制等の対象となる低公害車(天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車及び低排出ガス認定車)の普及啓発を図り、導入を促進していく。

また、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先して再生品等の積極的な調達に取り組むとともに、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表したり、グリーン調達やゼロエミッションに積極的に取り組んでいる県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表することにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に取り組んでいる。

(1)グリーン購入等の推進

<「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進>

毎年度、新たな製品等に対応した「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進する。

- ・再生品使用促進指針の指定品目数 186 件

<「岡山県エコ製品」の認定・公表>

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PR し、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努める。

- ・岡山県エコ製品の認定品目数 425 件
- ・巡回エコ製品等普及展示会
開催箇所: 4箇所, 延べ参加者数: 5,410 人

<「岡山エコ事業所」の認定・公表>

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい事業所づくりを推進する。

- ・岡山エコ事業所認定件数 273 件

(2)省エネルギー機器等の普及啓発

<省エネ住宅の普及拡大>

省エネ対策(性能)の度合いなどを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るため、住宅フェアやインターネットなどで情報発信し、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発した。

<省エネ家電製品の普及拡大>

家庭におけるエネルギー消費量を削減するため、消費者、家電量販店、行政等の関係者を会員として設立した「岡山県省エネ家電普及促進協議会」を中心に、家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示した「統一省エネラベル」の認知度を高めるなどにより、家庭における白熱電球から電球型蛍光灯への交換や、冷蔵庫、エアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促進する。

(3)安全・安心な農林水産物の生産

<有機無農薬農産物等の生産振興>

農薬・化学肥料を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」や農薬・化学肥料の使用を減らした特別栽培農産物等の環境にやさしい農業を推進するとともに、栽培に取り組む農業者の育成や農産物の販路拡大・PR活動に努める。

- ・有機無農薬農産物の生産量 1,523t
- ・特別栽培農産物集団数 31件

3 環境産業の創出・育成

県では、環境に配慮した新しい価値観に基づく知的負荷価値の高い新たな産業の創出を図っている。特に「バイオ」「環境」の分野は、重点的に発展させていくべき産業の重点分野と位置付けられており、再生可能な生物由来のバイオマスや、汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃プラスチックなど循環資源の利活用を、産学官連携の下で積極的に推進している。

(1) 環境関連分野、バイオ関連分野等の研究開発支援

<研究者の支援>

大学等の研究者が行う重点4分野(環境関連分野、バイオ関連分野、超精密生産技術分野、医療・福祉・健康関連分野)を中心とした研究開発を支援することにより、産業界の新事業創出、企業の新事業展開を支援した。

<産学官連携等による共同開発支援>

産学官連携等による共同研究グループが行う事業化を指向した重点4分野を中心とする研究開発事業を支援することにより、新産業、新事業の創出を目指し、「岡山版産業クラスター」の形成を促進した。

(2) 循環型産業クラスターの形成

<広域ネットワークの形成>

循環型社会の形成促進と県内環境産業の振興を図るため、産学官で構成する中四国環境ビジネスネット(B-net)を設置し、企業や大学等の技術シーズと県内企業ニーズとのビジネスマッチングに取り組み、中四国地域を視野に入れた広域での循環型産業クラスターの形成を推進した。

(環境サポーター)

財団法人岡山県産業振興財団内に環境サポーターを設置し、中四国環境ビジネスネットの運営、環境産業に係る情報の収集・提供や事業化に向けた産学官のマッチングを推進した。

・ビジネスマッチング件数 24 件

(環境産業推進員)

財団法人岡山県産業振興財団内に環境産業推進員 2 人を設置し、県内企業等を訪問し、企業間、企業と大学等とのビジネスマッチングに必要なシーズ・ニーズ情報等の基礎データの収集・蓄積を行った。

・企業訪問件数 274 社

(中四国環境ビジネスネット(B-net)フォーラム)

中四国地域から環境関連企業、研究者等が集まり、新技術やビジネスモデル、資源に関する各種ニーズ等について、情報交換や商談等を行うフォーラムを開催した。

開催日 平成 22 年 11 月 12 日
会場 岡山ロイヤルホテル
来場者数 200 人

<循環資源の利用促進>

環境産業推進員が企業訪問等により収集した県内企業等のシーズ・ニーズ情報、ホームページ等を活用して収集した広域の企業情報、大学発シーズ等を基に、セクション会議を開催し、環境サポーターが中心となって、新商品の研究開発、事業化に向けたビジネスマッチングを行った。

・セクション会議開催回数 5回

<循環型社会形成推進モデル事業の推進>

循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について、事業の承認を行い経費の一部を補助することにより、地域における環境産業の振興を図った。

・事業承認件数 4件
・補助件数 4件
・補助金額 56,984 千円

<おかやま新環境技術アセスメントシステム事業の推進>

県内の産業廃棄物を活用して新たに開発されたりサイクル素材等について、公共工事等において試験的に利用し、評価検証を行い、市場形成の誘導を図った。

・採択件数 1件

(3) バイオマスの利活用推進

<セルロース系バイオマス資源の利活用拡大>

食糧と競合しない「セルロース系バイオマス資源」を原料とした、強度が高く軽量で耐久性等に優れた新素材の開発に向けた取組を支援した。

・研究委託 13 件
・開発補助 1件

<バイオガスを活用したエネルギー利用技術の検討>

家畜排せつ物や地域から排出される生ごみ等を貴重なエネルギー資源として着目し、これらを原料とするバイオガスシステムによるエネルギーの利用技術等を検討する。

4 環境影響評価の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

本県においては、昭和 54 年1月1日から施行した「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」に基づいて審査等を行ってきたが、住民参加の機会の充実、審査の透明性の確保、対象事業の拡充等を図るため、法の施行に併せて「岡山県環境影響評価等に関する条例」を施行し、環境影響評価制度の一層の充実を図っている。

<環境影響評価の審査>

平成 22 年度は、風力発電施設1件(条例:準備書)について審査を実施した。

平成 22 年度末までの審査件数の累計は 141 件(内訳:県要綱・条例 123 件、国要綱・法 18 件)である。

環境影響評価の審査に当たっては、学識経験者 10 人で構成する岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手続について一層の周知を図ることとしている。